



2025 年 8 月 8 日

各 位

会社名 高 砂 熱 学 工 業 株 式 会 社
(コード番号 1969 東証プライム)
代表者名 役 職 名 代表取締役社長
氏 名 小 島 和 人
問合せ先 取 締 役 執 行 役 員
責 任 者 役 職 名 財務・IR 統括部長
氏 名 森 野 正 敏
T E L (03) 6369-8215

海外子会社役職員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ

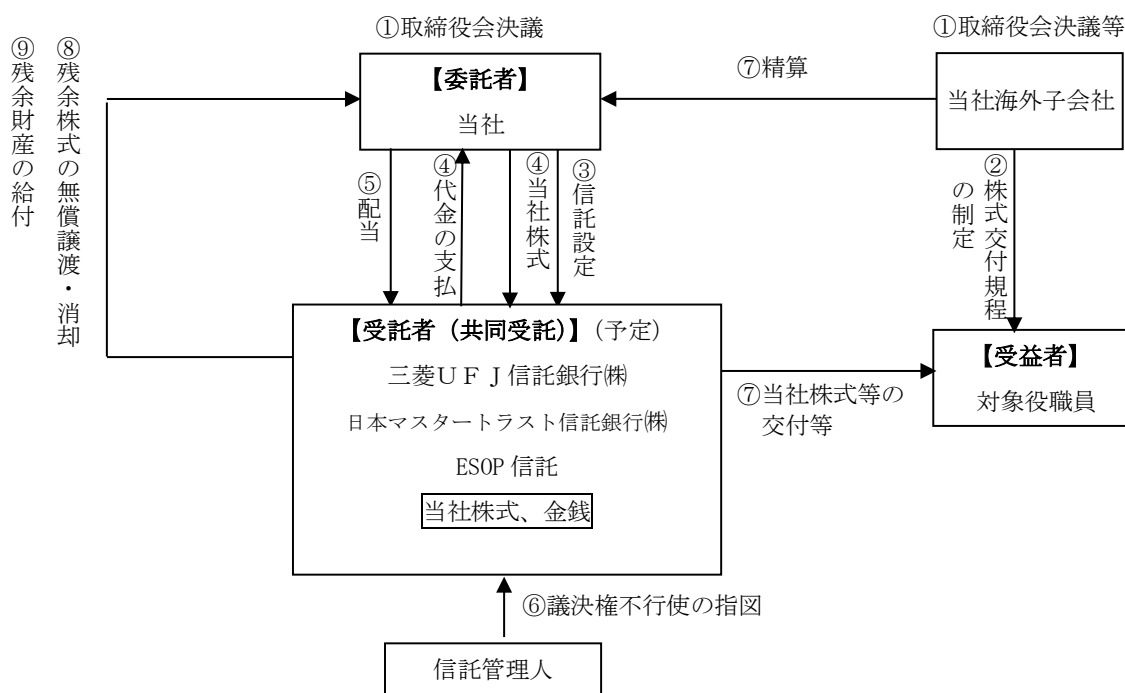
当社は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、当社海外子会社の役員および従業員（以下「役職員」という。）のうち、一定の要件を満たす役職員（以下「対象役職員」という。）を対象として株式付与 ESOP 信託を活用した株式交付制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

- (1) 当社グループでは、当社を取り巻く事業環境が劇的に変化を遂げるなか、多様な価値観を活かして、当社グループが、持続的な成長と付加価値を創出するために、2040 年にあるべき姿を描いた「高砂熱学グループ 長期ビジョン 2040」を策定しております。かかる長期ビジョンの達成に向けて、当社海外子会社で働く役職員の経営参画意識を高め、当社グループのさらなる企業価値向上に向けた動機づけをすることを目的として、本日開催の取締役会において、対象役職員を対象とした本制度を導入することを決定いたしました。
- (2) 本制度は、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP 信託」という。）の仕組みを採用し、予め定める株式交付規程に基づき、対象役職員に対して、原則として退職後に、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社および当社海外子会社は、本制度の導入に関して取締役会決議等の必要な手続を行います。
- ② 当社海外子会社は、本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象役職員を受益者とする ESOP 信託を設定します。
- ④ ESOP 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ ESOP 信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、対象役職員には職責に応じて一定のポイントが付与され、累積します。一定の受益者要件を満たした対象役職員に対して、退職後に、累計ポイント数の一部は、信託契約の定めに従い、ESOP信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭が給付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式が交付されます。なお、当社海外子会社は、同社の対象役職員に対し交付等が行われた当社株式等に相当する金銭を当社に対して精算します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度として ESOP 信託を継続利用することができます。なお、ESOP 信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP 信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した当社株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた ESOP 信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により ESOP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注） ESOP 信託は、対象役職員に対する当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。なお、当社は、ESOP 信託に対し、当社株式

の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

3. 本信託の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 対象役職員に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (5) 受益者 | 対象役職員のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社および当社海外子会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2025年8月25日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2025年8月25日（予定）～2030年8月31日（予定） |
| (9) 制度開始日 | 2026年1月1日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 行使しない |
| (11) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (12) 信託金の額 | 240百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| (13) 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得 |
| (14) 帰属権利者 | 当社 |
| (15) 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式
取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上